

宮城県農村振興施策検討委員会

平成20年度第3回委員会議事録

平成21年3月23日(月)

司会

ただいまより、宮城県農村振興施策検討委員会平成20年度第3回委員会を開催いたします。本日は委員8名と専門委員4名の参加を頂いております、第2回検討委員会で持越しとなっております「中山間ふるさと水と土保全対策事業の有効活用」も含めました3議案につきまして検討をお願いいたします。それでは宮城県農林水産部今野次長よりご挨拶を申し上げます。今野次長よろしくをお願いいたします。

今野次長

それでは本日は宮城県農村振興施策検討委員会平成20年度第3回目の委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の先生方には本日は年度末ということで大変お忙しい中、ご出席を頂きまして、大変ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。本委員会は昨年1月に農村振興施策全般を、総括的に調査審議する委員会として設置されておりまして、昨年度は中山間地域等直接支払い交付金制度の中間年評価、更には農地水環境保全向上対策事業の活動評価などについてご検討をいただいております。また今年度につきましてはこれまで2回開催いたしまして、第1回目は現地視察ということで、各事業の実施状況調査および活動組織との意見交換をしていただきまして、推進手法等についてアドバイスをいただいております。また第2回目につきましては、本日の議案にもなっております、中山間ふるさと水と土基金の有効活用等についてご審議をいただいております。本日は先ほどご紹介ありましたが、専門委員の方々にもご出席をいただきまして、中山間ふるさと水と土保全対策事業の有効活用について、それから中山間地域等直接支払い制度の第2次対策と評価についてご検討いただくことになっておりますので、委員の皆様方におかれましては、それぞれの領域、分野の専門的立場からご意見を賜われますようよろしくお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会

今野次長ありがとうございました。続きまして大泉委員長よりご挨拶をいただきます。委員長よろしくをお願いいたします。

大泉委員長

大泉でございます。農村振興施策検討委員会という、題名が宮城県の農村振興全般にかかるものになっております。それで事業が現在進行しております、施策3点。中山間、ふるさと水と土、中山間地域直接支払い制度。様々な事業のものを一括して委員会マターとした、なかなか効率的な行政措置だと思えます。私ども委員としてはこれらの関係がどのように有機的に結合するか、非常に重要な課題なのだろうと思えます。これらの施策対象は農村に住む人々でありますので、その人たちにどのように有効に活用されるのかということが、重要になってくると思えますが、本日はその施策の評価も出て、事業もかなり慎重にかつ前向きに進められているようであります。今日は2時間強ですが、よろしくご審議のほどお願いしたいと思えます。

司会

大泉委員長ありがとうございました。それでは議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。まず一つ目がこの次第が書いてありますA4のものでございます。それから二つ目が中山間ふるさと水と土保全対策事業という冊子でございます。3つ目が中山間地域等直接支払い交付金事業の冊子でございます。4つ目が時計文字の参考資料というものでございます。5つ目が農地水環境保全向上対策というものでございます。6つ目が第2期みやぎ型グリーン・ツーリズム行動計画についてでございます。委員の皆様には行動計画も一緒についてございます。不足の資料がありましたらお申し出ください。会議については記録を作成しますので、発言の際は恐れ入りますがマイクのご使用をお願いいたします。それではここからは大泉委員長に議事進行をお願いいたします。委員長よろしくをお願いいたします。

大泉委員長

はい。それでは議事を進めてまいりたいと思えます。まず議事の1号、2号、3号議案ですがこれは、一つずつやっていったほうがよろしいですね。まず1号議案であります、中山間ふるさと水と土保全

対策事業の有効活用についてということであります。これに関しまして事務局からご説明を願います。

事務局：白瀬

農村振興課の白瀬でございます。よろしくお願いいたします。それでは説明を座ってさせていただきます。まずは、中山間ふるさと水と土保全対策事業の有効活用について、ご説明させていただきます。資料は一冊になっております。それで1枚捲っていただきまして、目次が書いております。今回の資料の中身ですけれども、事業概要、事業の実施状況ということで平成20年度の概要についてまとめております。そこで現状と最終的に課題という形でまとめてあります。それから2番目に平成21年度の事業計画についてそれらを踏まえて、今後どのようにやっていくのかの提案になっております。あと参考資料として、平成20年度の指導員といわれる方の活動状況、それから保全隊の活動実績を参考資料で後ろの方に添付しております。

早速中身の方ですが、まずこの事業の概要のほうを1ページ目に付けております。直払制度とか農地水といった、最近そういった事業が動き出して非常にこの事業そのものが、ちょっとわかりづらいと言われますけれども、これもまず事業概要の目的の欄の下のほうに太字で、事業の主旨を書いております。それではちょっと読みますけれども、中山間地域等において、農地や土地改良施設に有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、それから、施設や農地の利活用および保全整備等の促進に対する支援を行うものというふうな形でこの事業の主旨になっております。今回お諮りする内容は、この中に出てきておりますが地域住民活動を推進する人材の育成、ここの指導員といわれる地域において核となって活性化を図っていく人ですが、それらをどのようにして人材育成をしていくか、それから実際に地域において活動する人、活動する団体、これが保全隊といわれるものになっております。それらが1ページの下の方の4番、5番のところに、指導員と保全隊についてということで若干説明を入れております。今回はこれらの指導員、それから保全隊がより活発に活動していただくために、新たな住民活動支援を今後追加して実施していきたいとの内容で、お諮りしたいと考えております。

2ページ目の方に、平成20年度の事業の実施状況をまとめております。2ページ目の方は事業の基となるお金がどのようになっているかを説明しております。一つはこの事業は基金の運用益によって実施しております。上の表が、基金の運用部分の増減額、それから累計を年度ごとにいれております。平成5年から9年にかけて、6億6千万ほど造成しております。その後若干事業で残ったものがまた新たに造成されまして、平成20年度累計のところになります。現在6億7千万ほどの基金を造成しております。下のほうにその基金に基づいてどのような収益が出てくるかを下の表に表しています。平成5年から運用益の方は少しずつ上がってきておりますけれども、平成20年度現在は、972万4千円ほどの運用益を出しております。これをもって事業のほうを現在進めております。

3ページ目のほうに参ります。3ページ目のほうでは具体的にその運用益をもってどのようなことをしたのかを、簡単に纏めております。1から8番までこのような形で色々使っております。その中で特に大きな割合として使用しているものとして、項目の1番で番号をふっておりますけれども、中間地域等農村活性化事業補助と言う形で、480万円ほどの補助を昨年実施しております。これは先ほど言いました地域で実際に活動している保全隊とそれの核となる人材としての指導員、この方達に補助として出しているお金になります。その他に になります。ふるさと水と土基金全国研修会として、指導員といわれる方の人材の育成を行うための研修会として全国研修会がありまして、それらに派遣をした時の旅費や負担金を、この収益で負担していると言う形でございます。これが約32万かかっております。

それから4ページの7番で、広報目的として、中山間地の写真コンクールを実施しております。それでは5ページのほうにまいります。5ページは指導員とそれから保全隊の設立状況ということで、今現在それらの人材と、それから保全隊といわれる組織がどのくらいあるかということを一覧表にしております。市町村ごとにまとめております。合計としましては、指導員数が現在24名になっております。それから保全隊が24組織設立されております。市町村ごとにかかれておりますけれども、これで多いと思われるのは加美町で指導員が3名、それから保全隊が3つほど。それから大崎市が6名、それから保全隊が6つほど。それからあと登米市で指導員が4名、保全隊が3つほどで、このように主に仙北地方のほうが比較的指導員とか、保全隊が多いという形になっております。逆に言えば、仙南地域のほ

う、例えば上のほうでは七ヶ宿町とか川崎町と村田町とかありますが、それらのところでは、今現在無い状態になっております。

それから次のページに移りまして、6ページのほうに表がついておりますけれども、これが指導員の委嘱経緯表になっております。指導員といわれる方々は、県から3年間の委嘱状を交付しています。いわば活動として3年間続けていただくというふうな形で、県から委嘱をしている方です。それを推移表という形で年度ごとに、目に見えるような形で纏めたものでございます。最初は平成9年から始まりまして、段々増えてきております。ちなみに平成20年度ですけれども現在はトータルとしましては、先ほど言いましたように24名、合計欄のほうになりますけれども委嘱している形になっております。この中にコメントで書いておりますけれども、平成20年度欄に例えば都合により辞退と、あとは本人の希望により再委嘱しないという形で、継続がなかなか難しくなっている状況です。ちなみに平成20年度で新規に委嘱した方が4名、再委嘱が6名、それから継続が14名という内訳になっております。そのほかに辞退した方が4名ほどになり、今現在の24名という内訳になっております。

それから7ページのほうになりますけれども、先ほどの指導員それから保全隊のほうに、収益でもって補助をしていますと言ったわけですが、平成20年度の実績を一覧表にしております。現在全て保全隊が24組織ございます。市町村それから事業者区分それから保全隊名、隊員数、組織の構成員、補助金の交付額という形で載せております。24組織ありますが、実際に20年度に補助を実施したものは、保全隊の場合には18組織、それから指導員については4名に対して補助を実施しております。因みに、
、
、
ですが、この番号のところはこういった補助金があるのですが補助を受けていないところになります。比較的早いうちに組織を立ち上げて、比較的早く自立したところで現在は補助を受けていないところが出てきております。補助額は大体1組織10万から50万ほどの補助を受けておまして、平均しますと大体25万円ほどの補助を受けています。この補助は人件費とかそういうものではなく、活動経費としての材料費とか資材費、機械の借り上げ費用など、実際の人の代金ではなく、材料的なものを補助しています。

8ページのほうにまいりまして、これらを基に現状と課題というふうな形で、8ページのほうでまとめております。まず(1)としまして現状の整理ということでもまとめております。保全隊や指導員はどういった計画になっているのかを整理しております。この表は平成18年度に委員会にかけまして、事業目標を設定しております。6ヵ年計画ということで19年から24年までの計画ということで設定しております。24年度の目標年に指導員といわれる地域の核になる方を40人設けましょう。それから保全隊という地域で実際に活動する組織を31団体設けましょうと設定しています。先ほど説明しましたように、20年度現在では指導員が24名、それから保全隊が24団体という状況になっております。目標まではまだ年数はありますが18年の設定年から見ますと、指導員ではプラス4名、それから保全隊ではプラス5団体となっております。若干指導員が低い伸びになっております。それらをまとめてまして、
として指導員の現時点での状況をまとめております。まずは3つほど項目を挙げていますが、2つ目に課題的なものとして高齢化や体調不良によるもの、あと役場内での人事異動などによって継続の委嘱を辞退する方が多く、全体として増員幅が小さい。人の増員がなかなかはかられない。それから3つ目に書いてありますが指導員の活動対象が指導員毎に様々な状況です。そしてその内容にも濃淡があるということでもまとめております。それから
で保全隊の状況として3つほど項目を書いております。2つめになりますけれども、本事業の創設後に中山間地域等直接支払制度が平成12年から、あとそれから農地・水・環境保全向上対策が平成19年から開始されております。これにより後発事業に移行して施設の保全管理がなされているところがある。昨年度よりも結構前に設立したところで補助を貰わないで行っているところもありますが、それがこれになります。それから地域活動を実施しているが、長期に渡る補助を受けており、自立が困難な組織が見られるということで、先ほど7ページにありますけれども、図では平成8年や12年とか比較的早い段階で組織しているが、長く補助を貰って活動を行っている組織がやはり見られるということでもございます。これらをもって(2)課題に纏めています。

で指導員が不在または少ない地域が多くあることから、地域のコーディネーターとして指導員の発掘と育成、そして保全隊の創設を行う必要がある。それから、
として活動母体である保全隊について将来の自立した組織を目標にグリーンツーリズムや直払い、農地水とも連携した組織体制づくりを行う必要があるなど課題としてまとめてあります。これを踏まえまして、平成21年度の重点対策としまして、課題を解決するために指導員の発掘と育成、それから自立できる保全隊の体制作りについて重点的に取

り組んでいきたいという形で纏めております。

次に9ページに参りまして、これらを踏まえまして21年度の事業計画を載せております。基本的には、21年度も大きく変わりはありませんが、2のですね。下の真ん中から下のほうに太字で書いておりますけれども、先ほどの課題を踏まえましてのところを新たに実施していきたいと考えています。具体的には住民活動支援業務の実施ということで、平成21年度より追加していきたいと考えております。中身的には地域住民活動の推進や都市住民との交流、民間会社との協働も視野にいたした活動を促進するために、ワークショップなどの専門的な能力やネットワークを有する機関を活用した、住民活動支援業務を新たに実施したいといった形でございます。

少しわかりづらいものですから、10ページのほうにイメージ図を示してあり、対象とする区域別に直払い、農地水、ふるさと水と土の3つほど事業があるわけですが、これはエリア的に分りやすく纏めたものでございます。上のほうにとありますけれどもこれが中山間直払いになります。主に中山間地域を対象にして実施しているもので、それぞれ集落協定を結んでいただいている2100ヘクタールほどを対象にして実施しているものです。それから下のほうに黄色色であります。平成10年から農地水が始まっています。共同活動として217協定あり、43000ヘクタールほどを対象にしています。それに挟まれるような形で、4-1という形でふるさと水と土保全隊があるのですが、上の中山間地域直払い、それから下の農地水も含めて、今後調査研究として支援業務を追加して実施していきたいと考えております。それをもう少し噛み砕いてですね、分りやすくしたものを11ページと12ページにイメージ図としてつけております。11ページの左の図が現状のイメージになります。それから右が今後のイメージ図という形になります。左の方の現状では指導員という方が真ん中へんにありますけれども、これらがこの方々が基本的に地域の核になるわけですが、これらを県や市町村で支援、フォローをしているわけです。その指導員が地域のコーディネートをしまして、活動の動機付けや活動組織作りに入って行って、下にあります保全隊といわれるものを作る。基本的に自発的に組織を作るという形でございます。その組織によって、水路やため池など地域資源を保全管理、そして利活用していこうという形になっております。これを見ますと指導員の果たす役割が非常に大きいことが判ります。それを右側の表で今後どのように変えていくのかという形で、赤、ピンク色で着色おりますけれども、これらを追加していきたいと考えております。指導員の横に推進パートナーという形で、指導員を補佐又は補強するような形で専門的な知識を持つ人を入れていきたいと考えています。ここは県から委託をし、この推進パートナーのその専門的な知識を使って調査提案をしていくこととなります。具体的には地域や住民の意識調査や資源活用法の提案など主にワークショップを使った形になるかと思いますが、指導員と連携しながら、専門的な知識を使って調査提案を行います。基本はその指導員が核になりますので、地域のコーディネートをしていく。お互いに共同しながらやっていき、下の方の保全隊、それともう少し広がりを持って右の方に地域農業者という形で書いておりますけれども、既存の組織としての農地水やそれから直接支払いの近くにある組織とも連携などを図りながら進めていき、最終的に保全隊をより活発にしていくというふうな形で考えております。基本的には繰り返しになりますけれども、推進パートナーというものはNPO、大学、それから民間会社などといったものを想定しております。

次のページに具体的に何をするのか、推進パートナーの行う内容が何なのかということをもとめております。の実施内容になりますけれども、(1)は基礎的な状況の把握ということで地域団体の把握。それから(2)は住民会合を通じた啓発および支援ということで、ワークショップや講習会などによって、イとしまして持続可能な活動組織体制作り。内容は指導員の発掘や育成、それから保全隊の組織化を想定しております。それからロとしまして、住民意識調査。それからハとしまして地域資源マップ作り、それからニとしまして地域環境調査、生き物調査とかの現状調査です。それからホとしまして、都市農村交流としてのイベント実施それと受け入れ態勢の構築になります。それから3番としまして、CSRの誘引とプレゼンテーションの実施になります。これは何かと言いますと地域と企業との仲立ちを図る形で(3)のほうを載せております。それで14ページからは、先ほど言いましたように指導員の活動状況とかを一覧表に載せております。それから17ページからは保全隊の活動の概要を参考としまして載せております。中身を見てみると色々な活動内容があります。以上、ふるさと水と土保全対策事業の説明について終わらせていただきます。

大泉委員長

よろしいですか。ふるさと水と土保全対策事業のご提案は以上でございます。以上が昨年度といたしますが、今年度といたしますか、来年度の保全計画です。ポイントは指導員の発掘と育成、自立ということなんですが、そのために仕組みを作りたいということ、推進パートナーというのを作りこれに伴う900万ぐらいの予算措置というのがある。これは、別にそれはあとで処置される考えで、あとで議論したい。

事務局：白瀬

今年は970万ほど運用益があるわけですが、実際に使っているものが、3ページの先ほどの使用した内容を説明したページになりますけれども、運用益が970万ほどで実際に使っているのは680万ほどでございます。残りが290万ほどになりますが、これについては残った形になりまして、また基金のほうに積み増しをしている状況になっております。これらを使って新たな支援業務について対応したいと考えております。

大泉委員長

なるほどね。積み増すのではなくて、誰かと活動していきたいという話ですね。これは大体今までも600万ぐらいの費用使ったんですね。以上ですが、いかがでございますでしょうか。ご審議いただければというふうに思います。どなたからでも結構でございます。

田村委員

最初にちょっと教えていただきたいんですけども、1ページのほうに法令等の根拠というのがありますけれども、例えば事業の目的や考え方を変えるといったときに、宮城県の裁量としてはどこまで可能なのでしょうか？国で決まっているものはあまり大きく変えられないとか、そういった縛りはあるのでしょうか。

事務局：白瀬

それは当然国のですね、事業でございます、国の実施要綱、要領に従って行うことになります。その中で1ページ目のですね、事業内容のところを書いてあるわけですが、調査研究事業とかそれから推進事業というふうな形で、色々なべく広くやれるような形で考えております。基本的には国の要綱要領に従いまして実施するような形になります。

田村委員

どうしてそういうことをお聞きしたいかという、最初の大泉委員長の挨拶の中にもありましたように、中山間直払いと農地水とふるさとの3つの事業のその重なり方とか運用の仕方とか目的というのが、少し重なりすぎて、ちょっと分りにくくなっているところがあるように感じます。例えば全体の中で補助を貰ってないところというのは、実は維持管理をメインに活動しているところなので、農地水のほうで手当されているとか、何かその維持管理を目的としているのか、あるいは人づくりとかイベントみたいなことをこの事業で目的にしているのかということが、ちょっと曖昧なところがあるような気がしています。ですから例えば地域の住民活動推進する人材の育成などにウエイトを置くというような形のほうがむしろすっきりするのかなというふうに思います。考え方とか運用の仕方として人材の育成というようなことを共通の理解として進めていくと、もう少し対策というか、対応をとりやすいのかなというふうに思いました。そういう意味で言うのご提案があった、指導員をサポートするようなNPOさんとの協力等を受けるというのは大いに賛成するところであります。以上です。

大泉委員長

他いかがですか。私もかなり限定的に理解しているわけですね。どっちかという土地改良施設を有効活用するために地域活性化にそれを利用するために、色々な活動をしてみたらどうかというふうに最初はとってたんですね。だけど名前が農地水ですから、農地一般、水利用一般なんで、農村活性化一般なんだろうね。そのための人材育成ということで、いくんだろうというふうに思うんですけども。

加藤専門委員

この8ページの課題の2とですね、それから10ページの地域区分なんですけどもそれから、12ページですね、この絵ですけれどもやはり、今、田村先生が言われたとおり、なかなか棲み分けが分かれてないということですね、約1,000万円のお金を運用する話でございますけれど、まあしかしのちほど、逆に農地水向上対策のほうが大きいわけですよ。そうしますと、おのずと地域活動というのはそっちのほうにシフトしやすいと。ですからそれを包含してやってる地域、そこを別格に扱ってる地域と色々だと思えますけれども、そういう中に応じて絵だけを見てみますとやはり10ページは丸ごとグリーン・ツーリズム食育や体験学習等ですね。そういったものが入ってくることになると、なかなか棲み分けは厳しいのかなと、と言う感もしないわけでもありません。ただ先ほど田村先生が言われたように、じゃ法的にはどうなのか、事業内容全て見ますとすればだいたい同じだろうと。ですから、大泉委員長言われるように、土地改良施設の保護だけのものじゃないよと。ただ、いかにして指導員を育成するかとか、例えば、食育とか指導員の育成とかそういった分、逆にですね視点を変えていったらいいんじゃないのかなと。あとは地域のコミュニティー作り等々については出来る地域は出来る地域で農地水にシフトしてもらおう。そういったやり方を進めないとはやはりどこまでも棲み分けができないまま、何かおかしなたちで残ってゆくんでないかな、そういう感がしないでもありませんから、その法の示したとおりの中では、いくら多少ずれても宮城県バージョンがあっても良いのではないのかなと。そういうふうに思いますのでこういうふうにレジメ造ってみればはじめて私もそうなんだなといった感じがするものですから、あえて余計なことを言わせて貰いました。

大泉委員長

はいありがとうございました。この予算はかなり使い勝手のいいものじゃないですかね。要綱要領にじられることはかえって少ないんじゃないかと思うんですけど、今の棲み分けの話、確かにね、どちらかというところのほうは事業によって分権してるけど、全般というか、特に農村のほうはやることは一つですから、それでこの事業のほうから考えるとこの事業でやる事はどこまでだかって逆にわかんなくなっちゃうわけですよ。農村の中でこういう事業をやってるんだという、これどのお金使えるかなと逆に発想すると、こっちの金使える、こっちも使えるっていうふうなそういう引っ張り方なんだろうと思いますね。だから指導員をつくるって時も、この事業の指導員を作るってなるとちょっとやっかいなんです。農村の中で活性化で活性化一般で、一生懸命やってる人たちを網の中にくくってくるというほうが現実的なのかなって今のお2人の話を聞いて思いましたけどね。いかがでしょうかね。はいどうぞ。

田村委員

度々すみません。そういう意味でいうと、例えばこの10ページの図で言うと、中山間と農地水にこのふるさとの部分が一部かかっているようにも解釈できます。私の中の理解では、中山間というのは地形分類で言うと山場のほう、農地水っていうのは平場のほう、そういうふうに使分けがなされていると考えていました。一方このふるさとと言うのは、地形というものではなくてそれを囲む概念で運用していることがわかります。使用目的も例えば人材育成、あるいはイベントの開催18ページ以降の活動状況にもあるように、ほんとに色んな使い方をされていて、これ実はすごく大切なことだと思います。ですから、それを全部中山間地であろうと、平場であろうと両方できるというような形で共通の理解を進めていくと、実はもっと保全隊が出来上がってきたり、指導員も増えてくるのかなと思います。特に指導員の方に関しては、何回か前の委員会でもあったように、これからは行政のOBの方に加えて、小学校の先生のOBだとか土地改良に関しては素人だけでも違う方面でもっと違うスキルを持っているという方をお願いしていくと、実はもっと裾野が広がるんじゃないのかなと思います。それがゆくゆく、例えば土地改良の応援団を増やすことにもなると思いますので、そういったターゲットをもっと定めていくと指導員も増えるでしょうし、この事業自体が生きてくるのかなと思いました。以上です。

大泉委員長

はい、ありがとうございました。これ今の田村先生の話だと中山間地が農地水真ん中の点線がちょうど平場までかかりそうですか？先ほどのご説明だと。そうしたほうがいいという話なんですよ。中山間地は中山間地で、ふるさと水保全隊はこれどこまで中山間地っていうしぼりがあるかどうかだけなんですけど、さっきおっしゃった国のしぼりとか何かおっしゃった。それがそんなに厳しくしなければこれ

平場までかけても別に構わないですね。

田村委員

人材の育成ということをメインにするのであれば、その通りだと思います。

長田委員

ここ何年か、この会議出てまして、やっぱりずっと毎回毎回県南のほうが少ないという話が毎回毎回、報告されてまして私も亘理のほうとかに関わっていて、話をしようと思うんですが、どうもこの補助、この活性化事業の話最初に中山間についてなもんですから、なかなか積極的にもっと強くいうこともできなくて、人材、田村先生おっしゃるように人材育成とかそういうことをメインにするのであれば、中山間外す、ある意味外してしまったほうが、この事業ももっと広がっていくような気がします。

大泉委員長

制度関係どういうふうになるか、それはまあもう少し後で検討してもらったほうがいいかなと。委員会でそういうふうな意見が出たと、強力な意見が出たと。それともやっぱりここは無理って言う感じになるんですかね。これはちょっと後で検討してください。そういう意見が出たんで、他どうでしょうかね。

村上専門委員

7ページの20年度の補助金の交付を受けた人と受けていない人の先ほどの話では、早く立ち上げて活動自体が充実していると補助金を受けてないんですけども、話に聞きたいんですけども、過去には補助金をもらったのか、補助金は後から出たんで貰わないでそのまま活動してきたのか。補助制度が出て活動組織が出て補助金を貰って今やってるのが大半なのか、そのへんちょっと聞きたかったんですけども、それと併せてですね、12ページの今後のイメージとも関連するのではないかと思うんですけども、その前に8ページですけども課題の中で取り上げてますけれども、将来自立した組織が少ないんだという話なんですけども、補助金もらっていると自立が遅れちゃうのかどうか。そのへんちょっと考えたんですけども。結果的にそうしますとですね、12ページの今後のイメージとして推進パートナーを新しく設けて、設けようという意気込みなんでしょうけども、その推進パートナーというのが何を推進するのか、誰をするのかというのがちょっとイメージ的に出てこないんですけども、指導員と連携しながら最終的に保全隊とか地域農業者、農地水のほうにコーディネーターする内容を充実させるための推進パートナーというふうに理解するんですけども、出だしに県のほうが委託するということになりまして、この推進パートナーを使う或いは、頼る、誰が頼るんだと。県が頼るのか、指導員が頼ってるのか、市町村が頼ってるのか誰がこのパートナーに頼るのか。期待するのがいてもこの意味合いがよく分らないんじゃないかなと。その主体性をもう少し明確にしないと最初の話に戻って申し訳ないですけども、助成もらって自立が出来ないというところに結びつくような気もするんですけども、ここしっかりしてですね、11ページ、()の今までのイメージでは、このパートナーがなくて、県は指導員なり市町村に連携支援して行って、最終的に隊員とか地域資源の活用に関わりつけていくというイメージは変わらないんですけども、間に入れた推進パートナーを誰が活用してどういうふうに成果を求めるのかを明確にする必要があるんじゃないかなということをちょっと感じました。以上です。

大泉委員長

ひとつは去年もらわなかったところは、今まではどうだったのかということですね。それで自立というのをどう考えるのか、お金もらっていないと、お金もらっていると自立とか考えないのかという話。それから推進パートナーはこれは誰のパートナーなのか。何を推進するのかということ。等々ですが、今日の議題の本質を突くものだと思います。いかがですかね。

事務局：白瀬

それではお答えいたします。まず7ページに補助の交付一覧表がありますが、これで1番とか3番とか4番この辺の比較的早く設立されているところが現在補助金をもらっていないという形になっています。設立した当時は補助金を貰っておりまして、最近になりましてもらわなくなったということでござ

います。その理由としまして、やはり農地水のほうに移行したり、自立したようなところも中にはあるかと思います。

事務局：伊藤 ヲ リーダ -

では、もう一つですね、伊藤から説明しますけれど、12ページの推進パートナーですね、これは誰が主体となるのかというお話がありました。ちょっと保全隊の自立にも絡むんですけども、ちょっと個人的な見解になるかもしれませんが、保全隊が、道路や水路など地域資源保全のほうに力を置いているのかなということで、将来、皆さんが結束したことによってどう進むのか、あるいはどう自立していくかというところまで考えが至ってないところが多いわけで、ですから、この資料でいうと質問があったら説明しようかなと思っていたんですが、例えば19ページのNo11で林際地区ふるさと水と土保全隊というのがありまして、ここで地域マップ作りで遊歩道の設置誘導とありますね。これは南三陸町の校舎の宿さんさん館の地区です。さんさん館の、周遊マップみたいなのをこの事業をうまく使って、地域資源を把握してマップなんか作っているんですね。あと15番のろくしち活性化委員会もですね、カタクリの里公園ということで、ちょっとため池、沼のある林を下草刈りをしたりして遊歩道にしたりしてるんです。あとは腐葉土を敷き込んでカブトムシ養殖なんかしているわけで、こういうふうになんか進む道が見えてきてる地区もあるんですね。そういうところを推進パートナーの力を借りて県で押してやってですね、例えば直売所でいくというところあれば農産園芸環境課にもそういう補助がありますし、グリーンツーリズムで行くんだということであれば、農村振興課、国の交付金ですね、10分の10なんて言うような、100%補助みたいな交付金もありますので、とにかく進むべき道をまず推進パートナーの力を借りて見出ししてやってあとは専門的な補助事業に繋いでいって、自立してもらうとかそういった部分で今、漠然とですけども考えているところでありました。それでそれをまず運用益を使ってですね、地域おこしに役立てていきたいなということでございます。

大泉委員長

県のほうですね。地域に入ってふるさと水と土保全隊と一緒にしながら、調査提案して何か新しいというか、その増加するようなことを推進する県のパートナー、こういう話ですね。他いかがですかね。はいどうぞ。

沼倉委員

私がお伺いしたいなと思ったことは村上委員のほうからおっしゃっていただいたんですけども、この推進パートナーは具体的に県のところに目当てといたしますか、そういうところあるんでしょうか。もしありましたら教えてください。

事務局：伊藤 ヲ リーダ -

頼む先と言うことですか？、他県の事例はあります。

事務局：白瀬

前回のですね、委員会の時にも資料として添付しましたけれども、ちょっと他県の例になるのですけども、地域のNPO団体とか、それからもう少し進んで行きますと旅行会社や農協観光さんとか、そういった具体的なところが実施主体になっているところもあります。

大泉委員長

それは一つに限らないですよ。地域ごとにいろいろある。

事務局：白瀬

地域ごとに必要とされているものに対してですね、選んでいくという形になるかと思います。

沼倉委員

それは県がお願いをする場合もあるし、それから地域がお願いをする場合もあると考えてよろしいです

か。

事務局：白瀬

事前に地域のほうと、どういうふうなことを今後やっていきたいのかということとを事前打ち合せした上で、業務としてお願いするときには県からお願いするという形になります。

大泉委員長

意向は地元の意向を反映するけど、委託は県が実施する。

西山委員

この12ページの図ですけれども、矢印の方向が全部上のほうから下の方向に流れているのみとなっています。ふるさと水保全隊のあるところのニーズに基づいて推進パートナーが何かやる。それとも、そのふるさと水保全隊ができにくいところ、できてないところを県が指定して推進パートナーとしておやりになると。提案していこうという場合があるが、どちらを想定されているのかと言うのが1点です。それから指導員さんと水保全隊のたぶんリーダーさんがおられるでしょうけども、それは同一の者ですか。それがわからないので教えていただきたいのですが、よろしくお願いします。

事務局：藤島リーダ－

12ページでございますが、水と土保全隊はですね、不足ってというか足りない部分については推進パートナーのほうで指導するという考え方。もし逆にですね、水と土保全隊自らがこうしたいああしたいという希望があって、パートナーを利用したいって言う場合はこれは想定してません。あともう一つ。指導員が保全隊のリーダーと同一かっていうお話ですが、ほとんど別でございます。

大泉委員長

はいわかりました。そうすると、その推進パートナーあるいは、指導員を発掘するというのは、あるいはエンカレジするという目標。指導員の発掘と育成ということ、それがパートナー、推進パートナーというふうに働いた、ということですか。

事務局：白瀬

指導員が居ない地域もございます。町に一人はいるんですけれども、例えば主に活動している地域がそこではないということもございます。そういったときには指導員を発掘していく、またその育成も含めて推進パートナーを利用して行っていければと思っています。

大泉委員長

推進パートナーが指導員になったりするというのも考えられるんでしょうかね。あまりそれを言うのだめなんですね。あくまでも指導員と農村リーダーなんですね。

事務局：伊藤カリーダ－

そうですね、推進パートナー、例えばたまたますごく地域限定的なNPOであればそれはあり得るかもしれないかもしれませんが、指導員はとにかく地元に来てきちり、パートナーが都市に帰っていったりしても、その後もきちりやっていただくという気持ちであります。

大泉委員長

平成21年度の重点目標として指導員の発掘と育成。自立できる保全隊の体制作り。ふるさと水保全隊の自立に関してパートナーが様々な支援をおこなうというのは、よく分かりました。それから、指導員も推進パートナー任せになっちゃうのかもしれないんだけど、囑託でやってもらうということになるんでしょうね。だから、農村の中に出て来ただけ運動を活動を継続性をもってやるための知恵を保つような存在が推進パートナーということでしょうか。そうしたシステムでやりたいということなんですけど、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。それでは来年こう

した形で推進パートナーをそのような形で委嘱して、ふるさと保全隊を支援していくと。それから保全隊の数を増やして、指導員の数を増やしていくことに貢献していただくということをお願いしたいと思います。それでは以上で第1号議案の議事を終了いたしますが、10分ぐらいあるんですか。休みが。10分ぐらいここで休ませていただいて第2号議案、40分から再会します。じゃ、40分から第2号議案を行いますんで、しばし休憩します。

休憩中：

大泉委員長

それでは再開をしたいと思います。2号議案ですが、中山間地域等直接支払い制度2期対策の県の評価、それではこれについて事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：白瀬

それでは説明させていただきます。資料のほうは中山地域等直接支払交付金事業と書かれているものになります。ちなみにこの表紙の写真ですが、大崎鳴子温泉地域の尺集落というところで、地域と学校で行事を行ったり、南三陸のほうでは山の神平集落というところで、地域それから学校と連携して、取り組みを行っているところが出てきています。では資料のほうですね、1枚開いていただきまして、目次の方から説明させていただきます。説明の内容ですけれども、先ず1番としまして平成20年度交付金の実績ということで、交付金をどのように交付してきたのかでございます。それから2番としまして最終年評価でございます。この最終年評価というのは事業の要綱要領の中で、事前に定められている項目でございます。これに似た様なものとしまして、中間年評価ということで、これが昨年度の平成19年に実施しております。今回の最終年評価というものは実質来年度に国のほうで取りまとめをして、評価をすることになっておりまして、県のほうでそれを早くまとめて、それを国のほうに提出していくことになっております。3番目に参考資料としまして、事業基準、それから全国の平成20年度の実施状況の見込みとして、これは農水省のほうからですね公表されているものでございます。それから19年度の間年評価書、それから集落協定の活動事例の資料をつけています。

早速、中身のほうになります。事業の概要については時間の関係上省略をさせていただきます。この事業については平成12年から始まっております。12年から16年までが1期対策ということで5年間の対策を行いました。それから次の年の17年から2期対策ということで、平成21年までの5年間ということで実施しております。今回、平成20年度で2期対策の4年目になっております。資料のほうのほうですね2ページになります。これは平成20年度の交付金の交付状況でございます。宮城県のほうでは基本的には大きく平成19年度からは大きく変わっておりません。実施の市町村数が14市町村。これは変わっておりません。それから協定数および協定締結面積とこのへんも変わっておりません。協定が253協定ほどあります。面積は若干減っており、例えば協定に参加している方が亡くなったり、公共事業で用地買収が行われ面積が若干減少したところが見られますが、大きくは変わっておりません。それから交付額ですけれどもトータルで、交付額が2億8767万2000円ほどになっております。参考に19年度のを右のほうに脇に書いておりますけれども、金額的には若干減っているぐらいです。先ほどの面積に比例するような形で若干減っている形になっております。それから、協定参加農業者数がですが、約3696人ということになっております。それから(5)その他としまして、これは参考になりますけれども、1協定あたりの平均データと形で単純に割り算をし、交付面積が1協定あたり8.6ヘクタールぐらいありますよと。参加者数が15人ほどになりますよと。それから交付額が1協定で約110万円受けております。この中の個人に配分されるのが半分以下でございます。逆に半分以上が地域の、共同活動で実際は使っているという形になっております。

3ページのほうに、市町村別の集計を入れております。これは交付面積それから交付額、協定数の内訳を入れております。このなかで多いところと言います、丸森町の交付面積が500ヘクタールほどありまして交付額が5500万ほどで交付しています。それから、他に大きいところだと、大崎市で2100万ほどの交付額。それから栗原市ここは1番大きくなり、面積が429ヘクタール、金額にしまして7500万ほどの交付額でございます。

次に4ページのほうにまいります。この交付している協定は、どういう中身で協定を結んでいるのかと

いうものの内訳を示しているものになります。1番が農地に関する活動で、どのような活動をやっているのかということで書いています。で耕作放棄されそうな農用地は集落内外の担い手農家等で利用権設定や農作業の受託を行う。これが121件。総数は246協定ありますけれども、そのうち約半分ぐらいでこれを選んで実施しております。あと多いのはのところになりますけれども、農地の法面崩壊を未然に防止するため、集落にある担い手を中心に定期的な点検を行う。これが219件、9割ぐらいの協定が取り組んでおります。複数の項目を選ぶことができますので、集計しますと協定数よりも多い形になっております。それから2の水路農道等の管理ですけども、これについてはほとんどの協定が実施しております。

それから5ページにいきまして、3番目の多面的な機能を増進する活動では、多いのが農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。これも204件で8割ほど実施しております。

それから、6ページのほうに移りまして4番としまして、農業生産活動の体制整備として取り組んでいる事項ということで、先ほど説明したところは、基礎的なみんながやるべき事項ですけども、ここからはレベルの高い取り組みになります。先ほどまでのところだと8割単価というものの交付しておりますけれども、ここからは、十割単価という形で満額いただくような形に制度上なっております。この中で(1)のほうで、その内訳としましての体制整備単価(通常単価)と書かれておりますけれども、これが十割単価の部分になります。これが83協定になります。33%ほどになります。それから基礎単価(8割単価)と書いてありますけれども、先ほど説明したところまでの取り組みですが、これが8割単価になります。これが163件で66%ほどになっております。十割単価を実施するところは、下の(2)から取り組んでいく形になります。農用地等保全マップ活動は、どこでどういう活動するのかを図面等ではっきりわかるようにマップを作っているものになります。

7ページはA要件といわれるものの中で、これが1のAからですね、3のCまでありますけれどもこの中で、多く選んでおられるのが、1のA、1番上になりますけれども、生産性、収益向上ということで、機械や農作業の共同化ということでございます。これは83協定のうち42協定が選んでおり約50%になります。次に多いのが、2のDということで、担い手育成としての、担い手への農作業の委託が38協定で、45%ほどが取り組んでおります。それから、下の(4)B要件は取り組んでいるところは、数が非常に少なく合計で6件ほどであります。

次に8ページになりますけれども、その他に推進活動ということで色々やっております。それを並べたものになりますけれども例えば(1)ですが、協定活動の支援研修会ということで昨年の11月に広瀬文化センターにおいて、研修会を実施しております。あとはですねホームページや各種会議といったものになります。

それから、9ページのほうに移ります。本題の最終年評価ということでここから説明させていただきます。評価の概要ですけども、市町村でまず評価しそれから県でも評価をしまして、今回の第3者委員会にかけます。それからその結果をもって農水省のほうにあげていきます。農水省のほうでも、全国の結果を第3者委員会にかけまして、制度全体の今後の見直し等に活用していくことになります。評価の対象については集落協定が取り組むべき事項というものそれぞれ評価していく形になります。この中でイ、ロ、ハのように協定の中で位置づけられているものを、それぞれ評価していく形になっております。評価の方法ですけども、市町村段階それと都道府県段階の評価については、平成19年度に実施しました中間年評価と、それから平成20年度に行った実施状況調査を使いながらやっていくという形で、今回新たに特別な調査をしないで、今あるデータを使ってこの評価をしていく形になっております。評価の方法と記載する項目としまして、下のほうにあります。イとしまして交付金交付の効果、それから実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題、それから評価の結果、総合評価を下します。この評価は具体的にどのようにするのは、表に書かれておりますけれども、AからGまでの7段階で評価することになっております。これは客観的にどうなればAなのか、どうすればBになるのかといった数値的な基準は国から示されておりせん。非常に評価が難しいですけどもこれらをもって、(3)の報告期限の5月までに農政局を通じて農水省のほうに出していく形になっております。

次の10ページですが、市町村から提出された総合評価、最後に書くべき総合評価の抜粋でございます。総合評価の文章的なもの、それから評価区分として先ほどのAからのGまでの7段階でつけた結果でございます。これを見ますと、Aの大いに評価できるが4市町になります。それからB評価おおむね評価できるが、10市町が選んでおります。ちなみに課題的なものもこの総合評価の中に書かれております。

因みに10ページの真ん中になりますが、丸森町さんのところで書かれている下半分に但し書かれています。ただし当町では、前期対策と比較すると、取り組み協定数が減っている。これは本制度が煩雑なことが要因と考えられる。今後次期対策も含め更なる効果の発揮や拡大のためには、制度の簡素化が必要と思われる。また、その下の仙台市のところにも、こういった課題を抱えておりましてそれを見ますと、生産性や作業効率の向上にはおのずと限界があり、これまでの活動によって重要な体制づくりが行われたとは言い難い。そのため今後も継続的な取り組みによって中山間地域の機能を維持していくためには、本制度の継続は必要と考えられる、と書いております。もう一つ参考に言いますと、本吉町、11ページが一番下になります。これもやはり課題的なものとして、現在の制度では勾配の基準を満たす農地に限られているが、より効果的で生産性の高い営農活動が可能となるよう勾配の基準を満たす農地に加え、周辺の基準を満たさない農地やその耕作者も含めてひとつの集落全体として協定活動ができるよう活動区域が実現すれば、もっと素晴らしい制度となり得る。というような課題的なものも市町村のほうから上がってきております。これらを踏まえて県の評価を12ページの流れに従って評価しております。(2)で評価結果を簡単に纏めております。各市町の評価結果を見ると総合評価区分でA・大いに評価できるが4市町。すいません3と書いておりますけれどもこれは4市町の間違いでございます。訂正をお願いいたします。それからBのおおむね評価できるが10市町になっている。またそれぞれの評価事項についても、交付金等による効果がみられ、集落内の共同活動などが増加している事が記載されている。しかし、更なる高齢化の進行や後継者不足も申告であり、集落全体を対象とするような、要件緩和等の要望も見られる。よって、宮城県としてこれらを総合的に勘案し、総合評価区分をBおおむね評価できる、として評価書を13ページそれから14ページに示しております。15ページは特徴的な取り組み事例として例題みたいなものを添付しています。

13ページの1番上のほうは実施状況の概要ということで数値的なものを列記しているだけです。肝心の効果等は2番からです。この中で特徴的なところとしましては、(2)の耕作放棄の防止等の活動として、評価書の中身を読みますが、中間年評価によれば、耕作放棄地の発生防止に関するアンケート調査から、ほとんどの集落が耕作放棄抑制効果を評価しており、5年間の耕作放棄抑制面積が1割以上、協定面積の1割以上ですが、あると答えた協定が80%を占めていることから、この事業を実施しなければ、耕作放棄地が増加することは明らかであり、多大な効果が認められるという文言で書いております。それから、代表的な内容になりますが、下の13ページの下の方に(3)のA要件があります。これが10割単価の協定活動になりますが、A要件のほうで高齢化や後継者難が進む集落において、新たに農作業の共同化が協定締結時の31ヘクタールから144ヘクタール、受委託が36ヘクタールから84ヘクタールに増加し、脆弱な中山間地域の農業において前向きな取り組みが見られ、その効果が認められる。

それから、14ページになります。3番で課題等書いております。これらを踏まえましてですね、4番が各事項の評価結果を書いております。5番目で総合評価結果を書いております。因みに総合評価結果としては、高齢化による不安、事務の簡素化、要件緩和等の要望はあるものの、9割以上の協定が制度の継続を望んでいる。また制度の効果が認められ、特に耕作放棄地対策に有効であることから、今後も中山間地域の著しい高齢化に配慮した内容での、制度継続が必要であると評価しております。評価結果としては、県ではBにしております。以上でございます

大泉委員長

以上が中山間地域等直接支払い制度の説明でありました。それで実はこれはこれで議論をしたいんですが、今日の会議3時半まで、あと20分ぐらいしかないんですね。20何分かですけど、そこですらよろしければ、ご同意いただければ3号議案もですね、農地水環境保全向上対策のご報告をいただいて、一括してご審議いただこうかと思いますが、いかがでしょう。はい。ありがとうございます。それでは続けてお願いします。

事務局：大内

では大内が説明させていただきます。第3号議案としまして、農地水環境保全向上対策の平成20年度の活動結果について報告させていただきます。資料のほうは別表になりまして、表紙のほうに1月17日に開催しましたみやぎの農村環境保全シンポジウムの写真が載ってる資料でございます。そちらの方

を見ていただければと思います。1枚捲っていただきまして、活動報告としまして、1番平成20年度の取り組み面積等でございます。共同活動と営農活動がございますが、共同活動につきましては、5ヵ年ほぼ変化なしということで、20年度も517組織の4万3885畝の協定面積に対し交付を行っております。ただですね、今年度途中で面積の拡大が一部ございました。それで来年度当初、今年度末見込みで約77ヘクタールほど協定面積のほうが増える予定でございます。明日あさってに総会がございまして、そちらのほうで面積等の変更が年度末確定されるという予定になってございます。あと同じく営農活動につきましても20年度128営農区域ということで、取り組み面積が5367ヘクタールで確定してございます。こちらのほうは昨年度から約1000ヘクタールほど増えた取り組みになってございます。それで2番。平成20年度の活動支援交付金および営農活動支援交付金の金額でございます。この委員会のほうでは、1回目2回目と農地水についてはアンケート結果を中心に、活動組織の内部評価という点でご説明させていただきました。今回は実際の交付金額の動きについて、ご説明させていただきます。共同活動支援交付金につきましては、総額12億4277万2000円、これが517組織に対する支援交付金になるわけですが、内、国費、国の方からの交付金6億2138万6000円、あとは県と市町村は同額になっておりまして3億1069万3000円と言う形になっています。こちらの交付にあたっては、県および土地改良事業団体連合会、JA中央会、あと、農業会議で組織しております、宮城県農地水環境保全向上対策地域協議会ということが推進母体になっておりまして、そちらのほうに、国、県、市町村が負担分を交付し、地域協議会のほうから各活動組織、517組織に対してそれぞれ支援交付金を交付するという形になってございます。続きまして営農活動支援交付金につきましては総額3億4409万2000円になっておりまして、128営農区域に対する支援になってございます。それで内、国の交付金が1億7204万6000円。すいません、一部訂正していただきたいのですが、今県費が1億1735万円となっておりますが、こちらのほうが市町村費の額になりまして、市町村費の5469万6000円が県費という形で、ちょっと数字が逆転してしまいました。修正方お願いします。これらが営農活動支援交付金ということで、共同活動と同じく、地域協議会のほうにそれぞれが交付しまして、地域協議会から各営農組織に交付されるお金になってございます。本年度の地域協議会および県の推進事業の内容としましては、活動組織に対する支援と推進および、指導業務というのがございまして、そのうちの支援にあたる部分はですね、3番の生き物調査および支援研修会を実施してございます。それで実施結果としまして、共同・営農共通としまして、昨年度の5月23から30日の間に、19年度からスタートしたこの事業を1年間実施した結果について、各活動組織の意見集約を目的に、活動組織との意見交換を管内5箇所で行っております。約240名の参加をいただきました。あと共同活動も支援研修会としまして、来年度平成21年度は中間年ということで事業計画の3年目にあたりまして、各活動組織は体制整備構想案というものを策定することになってございます。こちらの策定にあたっては、宮城県として1年前の本年度に支援研修会を実施し、21年度の当初計画から年度末に向けての策定をですね、計画的に進んでいただこうということで、全国でもトップのスタートを切っております。支援研修会には約1400名の方にご参加いただきました。あと専門技術研修としまして、活動を実践するにあたり、それぞれの専門的技術分野を活動組織の方々に支援していただくということで、12月から各水路の簡易目地補修技術の現地研修を5管内で実施しております。次に10ページ目をお願いいたします。続きまして営農活動としましては、水質調査及び生き物調査ということで、生き物調査につきましては、要件としまして宮城県独自で活動項目に追加しております。そちらのほうの研修も20年度から新規、新たに参入した組織を中心にですね、19年度から活動を継続実施しているところも含めて研修会を1から4を実施しております。あと4番、指導体制の強化としましては、当然この事業を推進していく中で、市町および県事務所、県担当および土地連が連携して推進していかなければならないということで、7月2日と2月10日に、担当者会議を実施しまして情報の共有化を図ってございます。あと、先ほど支援研修会ということで、活動組織に対して体制整備構想の策定研修を行ったと説明しましたが、活動組織に対する指導・助言を行うにあたり、市町担当及び県事務所担当を対象に、ワークショップ等の活用について指導研修会も行っております。そちらのほうは8月26と28日の2日間、県内2会場で行っておりまして、85名の方々に参加をいただいたところでございます。あと3番目につきましては、12月からですね、現在引き続き実施しているわけですが、市町、県事務所および地域協議会の事務局のほうで、合同の中間指導を実施しております。活動組織に対し支援する上で、どのような問題点があるかということ把握する目的で、今年度開催趣

旨を明確にし実施しております。現時点で考えられる内容ですが、活動組織内での普及啓発と言う点がなかなか行き届いていないと言うところを実感しているところがございます。要は地域協議会のほうで、支援研修会等を実施したんですが、その研修会に出席した方は支援内容について理解いただいていると思うのですが、組織の末端までどうも浸透していないということで、こちらのほうも来年に向けて協議会のほうで重点指導的な項目として位置づけていく必要があると考えてございます。5番、県民の理解の促進としまして、こちらのほうは2回目の委員会でもご紹介させていただきましたが、都市農村交流ツアーということを実年度初めて実施してございます。こちらの方も大崎市田尻大貫の1回目の委員会で現地視察をいただいた、旧迫川沿岸地区のほうで実施してございます。そのツアーに参加いただいた消費者の方をパネラーとして迎えて、1月17日にみやぎの農村環境保全シンポジウムを開催しております。俳優の永島敏行さんからは、農村と都市とを結ぶプロデューサー的役割の方が必要というような形で助言等をいただいたところがございます。6番、活動組織の表彰としまして、同じく先ほどの大崎の田尻の北小塩友人ピア環境保全推進協議会が、平成20年度の田園再生活動コンクールでオーライ！ニッポン賞を受賞しております。こちらのほうは全国で70事例の応募がありまして、そちらの中から7事例が各賞を受賞しておりまして、そのうち農地水の活動組織が2組織初受賞していますが、その一つが宮城県の北小塩ピアということでございました。7番については地域協議会の運営部分について記載してございます。最終ページのほうを見ていただきまして、東北6県の中で、宮城県の取り組みってというのはどういう位置にあるかということを示した表になってございます。共同活動につきましては、面積で全国7位、東北では3番目の位置づけになっている。そして営農活動支援につきましては、全国で5位ということで、東北では2位の取組み面積となっている状況でございます。以上20年度の活動結果についてご報告をさせていただきました。

大泉委員長

はい。それと時間がなくなっちゃいましたけど、実はこの農地水に関しては、活動したということで、それで取り立ててご承認いただかなきゃならないこともなさそうな感じもしますが、一括してですね、中山間地等直接支払い交付金制度を含めてご意見をいただければというふうに思います。何かありますでしょうか。中山間地のほうは評価が入ってますが、この評価にからんで。

長田委員

この評価は誰がどんな方法で評価したのでしょうか。

大泉委員長

評価主体。市町村は市町村が評価主体ですね。それから今度のは県の皆さん方が。

長田委員

県の皆さんというのは。

大泉委員長

私だって。

事務局：大内

村井知事でもない。

大泉委員長

形式的にはそうなんです。

長田委員

あとでアンケートで、自由に書いてもらったのかとか、または実際に出向いてチェックしてとったのかとか、1人でいったのかとか。

事務局：白瀬

その件については参考資料を添付しております。中間年評価を平成19年度に実施しているのですが、その際にアンケート調査を実施しております。今回は新たにアンケートなどを行わずに、前回の平成19年度に実施したものを基に、評価書を作成しております。参考資料に中間年評価書として8ページ目に各集落協定のアンケートを実施した集計結果を載せております。

大泉委員長

はい、わかりました。

長田委員

どんなアンケートをしたんですか。

大泉委員長

それをベースに評価したと。

長田委員

だから評価したということは、実際現地に行ってアンケートをもとにして、チェックして。

大泉委員長

いや、現地には行ってない。

長田委員

行ってないんですか。

大泉委員長

現地には行ってないで、この出てきた結果をみて、それで、これ鉛筆なめなめ書いたのが、この文章、つまり最終評価結果書

事務局：白瀬

はい、これは県で書いてございます。

大泉委員長

県が書いたんですね。その中でね、文章がよく分らないところが一つあったんですが、13ページの交付金付きの交付金交付の効果と(2)の1番上のところにね、中間年評価によればという項目がありますね。中間年評価によれば耕作放棄地の発生をアンケート結果から殆んどの集落が耕作放棄の抑制効果の評価していたと。その次なんですけども5年間の耕作放棄抑制面積が1割以上あると答えた協定は8割を占めてるというのが、あるんですけどここはどういう意味ですか。5年間の耕作放棄抑制面積が1割以上というのが8割を占めている、協定が8割、要するに日本語の文章が引っかっただけです。

事務局：白瀬

わかりづらいところだと思いますが。アンケートの中に出てくるのですが、この対策をやらなければ、どのくらい耕作を放棄されますかというようなアンケートをしておりまして、その時に出てきている数字にわけです。協定でエリアを決めて活動をしているわけですけども、やらなかった場合、どのくらいの耕作放棄地が発生するのかと想定を聞いているわけです。それが協定面積の1割以上やらなかった場合発生するだろうということでありませう。

大泉委員長

補助金がなかりせば1割以上の耕作放棄地が発生するよという文章。そういうのが協定の8割を占めてるよと。だからこれは効果の場合はこれ、効果があるかどうかは、なかりせば効果、なかりせばどうな

るかっていうのが一番分かりやすい、それがある程度でなければ耕作放棄地が増えただろうというようなのが8割ある。アンケートではちょっと難しい表現ですね。まあいいです、いいです。時間もあれなんで。長田さんよろしいですか。アンケートを基にしてこのように書いている。

長田委員

つまり、現地に行って見たというわけではないということですね。それじゃその住民に答えをお任せしているということでもいいんですか、正直に申告してるんだらうと。

事務局：白瀬

県としましては、市町村段階において市町村評価書が書かれているわけですが、市町村のほうでは毎年の確認ということで、現地において実際に耕作がされているかの確認を実施しております。ですから、県では現地のほうを全て見ていないわけですが、市町村のほうで現地確認を実際にやっているということでございます。

長田委員

それを基にして、県のほうでまとめたという感じでよろしいですか。

事務局：白瀬

はい。

長田委員

しょうもない意見だけどいいですか。

大泉委員長

はいどうぞ。

西山委員

これは制度に対する評価ですよ。最後の総合評価の結果のところなのですが、高齢化による不安っていうのと制度とどういうふうに結びつくのか、これを本当に書く必要あるのですか。

大泉委員長

高齢化による不安、事務の簡素化の要望があると。ちょっと文章が繋がらない。

西山委員

制度に対する評価なので、制度に対する事務の簡素化だとか、要件の緩和というのは分る。高齢化になって、意味が良く分からない。高齢化に対する意見・評価の項目を付け加えろとか何とかっていうのであればかまわないですが。

大泉委員長

これはそうだね。9割以上の前に高齢化による不安等から9割以上の協定が制度の継続を望んでいると。ここは修正してもらえますか。

事務局：伊藤 ヲ リーガ -

ちょっと分りやすく話したいと思いますけれども、5年間維持しなくてはいけないんですね。5年後俺ら生きてるかというふうにしてですね、2期対策にのってこなかった集落もあるわけなんです。ですから、5年後私らがどうなってるかわからないという不安をもってはいるけれども、制度としては続けて欲しいという気持ち。ですから今平均年齢が75歳とかそういう集落はですね、5年後80になった時に私らがこの事業を維持できるかという不安をお持ちの方が結構なかにはいらっしゃるということです。

大泉委員長

それ後のほうだよ。著しい高齢化に対応してないのに、制度継続が。繋がりませんよね。前のほうの高齢化による不安という要望がある。繋がると変ですよって話。はいどうぞ。

田村委員

総合評価のコメントの欄の書き方としては、こういう場面で制度はアドバンテージがあったとか、こういう面でおおいに効果を発揮した、ただしこういう面では改善を要するというような書き方にしたほうがもっと分かりやすいなと思います。評価としては、全体的な割合で言うと、Bが多いということで問題ないと考えていますが、この総合評価に書いてる文言については少し改めて欲しいと思います。また、長田委員のほうからもありましたけれども、やはり地元の肉声というのでもどこかできちんと取りまとめとくと、大切かなというふうに私も思いました。

大泉委員長

他いかがですか。

村上専門委員

確認したいんですけど、第3期はあるんですか。第3期はある？

大泉委員長

あるに違いない。あるような、あるように要請する。

村上専門委員

第3期を要請するような評価ならば意義がある。そこらへんの議論は。

大泉委員長

これは耕作放棄地を解消するには非常に効果があって、更には高度なやつは受託事業を倍以上に増やしたと、そういう顕著な効果が認められ、中山間地のより今後の維持のためには是非継続したい事業であるんですね。書いたほうがいいだろうね。他にも田村さんおっしゃったようにいいスピリットがあるかもしれない。これはあれでしょ。制度がちょっと煩雑だとか、あるいは年寄りしかいなくなったとか、そういう問題が指摘されてても制度自体は評価高いですよ。そこは強く打ち出したらいい。他いかがですか。時間でせかすようでも申し訳ないんですけども、それではこの2号3号議案を承認いただけますでしょうか。はいありがとうございます。それではその他の事項、事務局からいかがでございましょうか。はいどうぞ。

事務局：伊藤カリーダ-

皆様のお手元に、第2期みやぎ型グリーンツーリズム行動計画についてという1枚ものがございます。これと緑色の冊子もので、その行動計画の現物をさっきお渡ししております。これを説明させていただきます。この計画は平成17年3月に県で策定しておりまして、これに基づいてみやぎグリーンツーリズム推進協議会が設立されたり、ホームページが開設されたりですね、色々な施設の開業支援なりしてきたわけです。数字的には結構のびておりましたけれども、この計画がですね平成17年から20年度と、今年が最終年度になっておりますので、これを見直して第2期行動計画を作ったということでございます。冊子のほうをちょっと目を通していただいて目次のほうをちょっと見て頂きたいんですけども、第1章はですね、グリーンツーリズムっていうのはこういうものだと言うことなり、県ではグリーンツーリズムをこう捉えているといった部分、あと1期目どんなことやってきたか、2期目のこの行動計画をどうやって作ったかといったところが1章にまとめております。具体的にですね、どのような形で作ったかと言うのが10ページにございます。みやぎ型グリーンツーリズム推進検討懇話会というものを設置しました。委員長が宮城大学の宮原育子教授で、副委員長がみやぎグリーンツーリズム協議会の

佐々木会長と、このお2人含めまして9名の方にですね、3回ほど10月、12月、2月と懇話会を開きまして、その中で作っていただいた計画になります。事前のアンケートというものを11ページから簡単に纏めてありますけれども、これを基に色々意見をいただきながら作ったということでもあります。17ページをちょっと見ていただきたいと思います。17ページですね。事前アンケートの結果なんですけども、課題現状となっておりますが、皆さん、自分の活動には満足をされている、満たされているという方殆んどだったんですけれども、ただ続けていくには所得に結びついていないので苦しいとか、自分が高齢化している、人手不足、後継者がいない、市町村中心にですね、周囲の支援体制が弱いということで続けていくには自信がないという方が半数以上いらっしゃったということですが、ただ貸し農園が人気ですとか、直売所が売り上げ伸びています。外国人がですね農村体験をしたりとか、子供たちのプロジェクトなんかもあります。こういった明るい話題もありますので、何とかこの課題を解決しながら続けていきたいというのがありました。ですので将来像、前計画はなかったんですが、4年間の計画で、その後、みんなが笑顔で続けられるグリーンツーリズムを実現していきましょうということになります。このみんながっていうのはですね、都市住民と受け入れる農村の実践者の他に地域リーダーとか行政関係者も含めみんなが笑顔で続けられるということを言葉に込めております。またキャッチフレーズも前回なかったんですが、おいでよみやぎまるごとツーリズムというふうにしましたけれども、みやぎ型グリーンツーリズムがですね、都市と農山漁村が共生対流することで支えあうというものを第2期のテーマにすることに決めましたので副題として、心ふれ合う「ゆい」の旅というふうにしております。この「ゆい」の旅という言葉がですね、観光関係者である委員の方から出たアイデアですので、都市住民なり観光関係者もですね、結び付き、支えあいというのを求めているのかなというふうに思っております。基本理念が実はありまして、都市と農山漁村が相互に支えあうこと、本業である農林水産業を大事にしますよということ、あと人や集落に焦点を当ててというふうなことで、この集落というのはですね、この委員会でも色々言われておりますけれども、他の農地水とか、直接支払いとグリーンツーリズムの融合を考えておりますので、この集落にグリーンツーリズムのプレーヤーになっていただくという考えを持っております。次は交流対象にこだわらず、地域産業と連携融合したものとということで、鳴子の米プロジェクトのように地域の産業が融合したツーリズムを目指していきますよと。また、みやぎのグリーンツーリズム推進協議会ですね、県施策の推進のパートナーとしてハッキリ位置づけましょうということとして、そこを仲立ちとしてですね、広く行政関係者、観光関係者、企業、様々連携してですね、地域の特色ある事例づくりということでもあります。18ページにですね、この将来像を実現していく施策としては4つにくくっております。応援したい、育てほしい、知って欲しい、頑張ってもらいたいと、この計画はですね、県の計画でありますので、県側から見た立場でこの4つにくくっております。それで取り組み1から15までぶら下げておりますけれども、ピンク色のところ、取り組み6、市町村単位の組織、大崎市、栗原市まだございませんが、丸森もございません。これからのところはですね、設立育成をしていきますというところ、あとは取り組み14、15とありますけれども、支えあうツーリズムを中心に、売れる交流メニューを開発するということですので、2期対策は普及・啓発もしていきますけれども、実践に力を入れていきたいと思います。以上でございます。

大泉委員長

はいありがとうございます。さっきのですね、ふるさと水と土保全隊なんですけど、確かに継続性を持っていかないと最初にやった人疲れちゃうのがある、継続性を持つというのは集落の人もさることながら、他から色んな人たちがくるような仕組みを作っておくと、継続性を保つと思うんですよ。だからそれは今のグリーンツーリズムっていうか、言わないか別にして外から入ってくるような仕組みをですね作っていくということが大事なのかなというふうに思っています。それでグリーンツーリズムなんかだと、何ていうのかな、入って来る人に説教しちゃう人がいるんだけど、あんなっちゃうわないように。そういった意味では色んなものが融合していくといいなというふうに思っています。他に事務局から。はいどうぞ。

事務局：藤島リーダー

21年度の委員会の予定でございますが、本年と同じように3回程度を考えてございます。そのうち1回はやはり現地に赴いていただいてですね、今年やったように現地で座談会も含めてもう少しじっくり

と現地をですね見て組織の方とも意見、生の声を聞いてもらえればと思っております。そういうことでないと実際に取り組んでいる方の意見、生の声が皆様方に伝わらないと思います、その辺もちょっと検討させていただきたいと思います。更に農地水は3年目、それから直払いは5年目、2期目の終期を迎えます。ですからますます委員会の皆様方にですね、慎重な審議をしていただいて、更には、その組織を元気づける意味もありましてですね、表彰的なものも皆様方委員になっていただいてですね、考えていただきますのでよろしくをお願いします。

大泉委員長

それと事務局とその委員の方、常日頃こういいながら色々意見をいただいと3回でもいいんじゃないでしょうか。他ありますか。よろしければ、これで終わりたいと思いますが。事務局に司会を返したいと思います。

司会：

はい、大泉委員長どうもありがとうございました。なお本日の議事録につきましては事務局で作成したものを後日送付して確認をしていただきたいと思います。それでは以上を持ちまして宮城県農村振興施策検討委員会平成20年度第3回委員会を閉会します。委員の皆様、御出席の皆様、本日はどうもありがとうございました。